

ZENBUTSU

全仏



No.
516

仏暦2549年 3月
[2006年]



(世界遺産：インド、サンチー第1塔東門 撮影＝田村 仁氏)

CONTENTS

報告———理事会開催

- 第1回財団創立50周年記念事業実行委員会
- 「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還」に関する連絡協議会
- 第22回宗教と税制シンポジウム
- 加盟団体顧問弁護士連絡会
- 第23回 WFB 世界仏教徒会議台湾大会記念ツアー団員募集

事務総局録事



財団法人 全日本仏教会
Japan Buddhist Federation
世界仏教徒連盟(WFB)日本センター
Japan Regional Center of World Fellowship of Buddhists

理事会開催

協議事項

昨年十二月十三日、東京グランドホテルで理事会が開催された。はじめに、仏教徒の歌「ああ、このよるこび」を斉唱、里見達人理事長導師のもと三帰依文を唱和した。里見理事長を議長に、議事録署名人として有田恵宗（曹洞宗）・森田俊朗（和宗）の両師を選出し議事に入った。

●議案第一号 平成十八年度事業計画大綱（案）・収支予算大綱（案）について承認を求める件

●議案第二号 補正予算大綱（案）について承認を求める件

里見議長より関連事項の為、一括上程。平成十八年度事業計画大綱（案）について、櫻井総務部長が説明した。収支予算大綱（案）・補正予算大綱（案）について、宮川財務部長が説明し、原案通り承認された。

●議案第三号 第二十七期会長・副会長推戴候補者について承認を求める件

里見議長より上程。十二月一日開催の会長・副会長推戴委員会における審議及び推戴について小林正道委員長が理事長諮問に答申。原案通り承認された。尚、候補者の正式な推戴は、三月二十八日の評議員会において行ふ事となっている。

1、「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨についての情報提供のお願い」について意見を求める件

齋藤事務総長より本年六月、政府から本件に関して遺骨を預かっている全国の寺院の情報提供の依頼があったこととの経緯を説明。また、本会では、人権に関する問題であり、同和委員会で各宗派の状況を把握することに努めている。一月早々に本件に関する連絡協議会を開催し、情報の共有と対応を協議する予定である（詳細四頁掲載）。

引き続き、厚生労働省大臣官房審議官の大槻勝啓氏が本件の情報提供のお願いとして、「日韓首脳会談（二〇〇四年十二月）で遺骨問題が取り上げられた。その後、三回に亘る日韓協議では、遺骨問題が主要な議題となっており。情報提供と共に具体的な返還に向けた寺院への実地調査を行う予定である。実地調査の基本方針（日韓協議の合意）は、以下の四項目である。①調査対象の寺院の平穩を保つ。②政府は、調査対象の寺院に事前説明を行い、了承を得た上で調査する。③韓国政府は、日本政府が合意し、調査対象の寺

院が了承しない限り、単独で調査しない④調査内容の公表・マスコミの取材は、調査対象の寺院の了承のもとで行う。政府は、韓国政府の要請に基づき、遺族関係者の心情を考慮して人道的に進めたい」と述べた。

出席者より次の指摘があった。①総理大臣が調査の上、遺骨を返還するとの説明であるが、その権限は政府にあるのか。その法的根拠は何か。②遺骨を保管してきた寺院・各宗教法人の責任の所在は今後無くなるのか。③遺骨の実地調査及び返還は、遺族の立場や墓地埋葬法等の扱いなどを考慮し、政府の責任で慎重な配慮の基で進め、本件に関する具体的な方針を示すべきである。④保管している遺骨は、速やかに遺族へ返還したいが、韓国内の遺族の所在確認が困難である。⑤当寺院保管の遺骨についてマスコミの報道と現状に差異がある。⑥実地調査に安心して協力できる担保を示してほしい。

里見議長は、政府に対して各意見を踏まえた上で、具体的な対応の提示を要請した。

報告事項

1、保険業法改正問題と宗門の共済制度について

長谷川正浩顧問弁護士より報告がなされた。保険業法の改正により加盟団体の共済制度が保険業法の「保険業」に該当する可能性があった。宗教団体の行う共済は政令で除外にするよう、そして、政府の規制が及ばないように金融庁に要請した（全仏誌五一三三号参照）。

※理事会報告以降の状況

その結果、金融庁は、平成十七年十二月二十八日に政令案を公表し本会の要請通り、宗教法人の行う共済制度は適用除外として保険業に該当しないこととなった。（詳細は次号にて掲載）

2、財団創立五十周年記念事業実行委員会について

櫻井総務部長より実行委員就任の依頼を加盟団体及び事務総長推薦者に対して進めている旨、報告があった。

3、年度末行事の日程変更と理事・監事・評議員・各種委員会委員等の任期延長について

2、第二十七期評議員（学識経験者）の推薦について意見を求める件

齋藤事務総長より本会の新しい寄附

櫻井総務部長より新しい寄附行為の施行に伴い、平成十八年三月末まで任期が延長することを報告。

4、各部報告

総務部

不活動法人問題について

文化庁より仏教界において現在二千二百三十ヶ寺の不活動法人があり、解散や合併することを視野に検討しているとの非公式な通知があった。本会の対応として加盟団体の宗派・地域毎の不活動法人数を示すよう文化庁に要請しており、データが届き次第、各団体への報告を予定している。

同和推進部

人権啓発講演会開催について

「みんなの命輝くために」

期日 二〇〇六年二月十日(金)

会場 真言宗豊山派宗務所

講師 大谷昭宏氏(ジャーナリスト)

社会部

1、第三十九回全日本仏教徒会議滋賀大会報告

十一月十六日 大津プリンスホテル

開会式・加盟団体代表者会議

分散会・交流会

十一月十七日 びわ湖ホール

記念式典

記念講演「福祉は我が家から」

講師 西川きよし氏

参加者は、両日併せて約二千九百名

2、第四十回全日本仏教徒会議神奈川大会について

期日 二〇〇七年(平成十九)年

十一月十九日・二十日

会場 パシフィコ横浜

3、加盟団体顧問弁護士連絡会について

期日 二〇〇六年(平成十八)年

二月七日(火) 午後一時

会場 浄土宗宗務庁

「情報公開法と個人情報保護法の問題」

提言者 宮澤佳廣氏

(神社本庁参事・國學院大學講師)

4、適切なる宗教教育実現のための教育基本法第九条改正推進特別委員会の今後の予定について

二〇〇五年(平成十七)年九月十一日

の衆議院議員選挙後の内閣閣僚を受け、本会推薦の国会議員で宗教教育に理解をいただく方々に対し、本会の要請書、教育基本法第九条改正試案、改正案の解説をもって要請を行う予定。

国際文化部

第二十三回WFB世界仏教徒会議台湾大会について

期日 二〇〇六年(平成十八)年

四月十九日～二十三日

会場 高雄・仏光山

二〇〇八年(平成二十)年日本大会を

開催するにあたり、その準備・研究のため大会視察団と台湾仏教事情を視察する記念ツアーを予定(詳細八頁掲載)。

第一回財団創立五十周年記念 実行委員会開催

本会では一月十二日、増上寺・三縁ホールを会場に第一回財団創立五十周年記念事業実行委員会を開催し、六十余名の委員が出席した。

財団創立五十周年の節目は、財団運営の基本理念を再確認し、日本の伝統仏教界を取り巻くさまざまな課題を整理するとともに、次の五十年に向けた本会の存在意義を再構築する必要性が求められている。さらに、この節目は「和」の精神を基調に仏教文化の宣揚と世界平和への寄与をめざして日本の仏教徒が真剣に具体的な活動を展開する好機になる。その第一歩が、平成十九年から平成二十年にかけて財団創立五十周年記念の諸事業(以下、記念事業)を実施する「NEXT50」の計画である。

里見達人理事長が挨拶に立ち、「財団創立五十周年を期に、もう一度伝統仏教界の活力を取り戻して、広く社会へ伝統仏教界の存在を再認識してもらうことが大切なことあります」と述べた。

齋藤明聖事務総長より基本計画をもとに本事業の概要と部会編成について説明。また、六部会からなる各部会長を発表。総務部会≡荒川正憲師、勸募

部会≡大谷博通師、財団創立五十周年記念式典部会≡西村輝成師、第四十回全日本仏教徒会議部会≡本間孝康師、WFB世界仏教徒会議日本大会部会≡松濤弘道師、記念誌編纂部会≡野生司祐宏師らが選出された。引き続き、奈良慈徹社会部長より、記念事業の第四十回全日本仏教徒会議神奈川大会の準備状況を報告し、加盟団体が丸と丸大会を成功させることの重要性を訴えた。

続いて、昭和五十三年に開催された第十二回WFB世界仏教徒会議日本大会の委員として、特にWFBY全日本仏教青年会理事長として多大な貢献をされた杉谷義純師が記念事業への取り組みにあたり、提言を行った。来る平成二十年に開催を予定しているWFB世界仏教徒会議日本大会を見据え、国際委員会を強化し、各宗派に理解者を増やす必要性を説いた。また、「次の時代を担う人たちがスタッフとなり、その中から将来、宗派を担う人が出て行ければ、全仏は発展する」と述べ、「新しい日本の仏教会を切り開き、社会に耳を傾けられる全日本仏教会をめざしていただきたい」と結んだ。

委員会終了後、会場を増上寺会館に移して懇親会を開催。懐かしい顔に接し、旧交を温めながら、現況の問題点や展望などが語り合われていた。

「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還」に関する連絡協議会を開催

一月十一日、明照会館会議室で「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還」に関する連絡協議会（以下連絡協議会）を開催した。

昨年十二月に行われた理事会（詳細は本誌二頁）では、本件に関し政府関係者が出席し、現況報告と今後の対応を説明。各理事から政府に対し多くの質問が寄せられた。

連絡協議会では、各加盟団体の担当者が出席し、現状の取り組みとともに



政府関係者出席のもと、現況報告や今後の対応を協議した

情報の共有化と、今後の対応について意見交換を行った。その後、政府関係者が同席し、質疑応答が行われた。

はじめに、出席の担当者から、現在の取り組みについて報告がなされた。宗報等に掲載し、遺骨情報を呼びかけている団体が主であるが、戦後の戦争責任という観点から、教団の取り組みとして推進していく旨も報告された。

懸案事項として、①政府としての具体的な方針、②実地調査方法の不明瞭さ、③実地調査後の返還に至るまでの方法と返還先、④韓国以外の遺骨についての対応等の意見が述べられた。

続いて、政府諸官庁から内閣官房、外務省、厚生労働省、文部科学省の担当者が同席し、先の懸案事項について質疑した。

実地調査については、厚生労働省を主に、外務省職員によって構成される。この調査団には、韓国側「真相究明委員会」の委員が同行する。また調査する寺院は、日韓間で調整し調査を実施する。調査事項は、①保管されている遺骨の保管状況、②遺骨の身元に関する

情報、③遺骨のご遺族に関する情報、④遺骨が保管されるに至った経緯、⑤その他となっている。政府としては、まず実地調査を行い、平行して今後の対応を考えていると述べた。

また先般、韓国側から政府に対し、二ヶ寺への調査依頼があり、対象寺院が所属する包括法人に連絡し、実地調査内容の理解を求めていくことを確認した。

旧軍人・軍属の遺骨返還の現況（東京・祐天寺）

東京の祐天寺には、第二次世界大戦で日本の旧軍人・軍属として亡くなられた朝鮮半島出身者の遺骨一千百三十六霊が保管されている。昭和四十四年、日韓閣僚会議で「身元判明遺骨については返還」の申し合わせの後、昭和四十六年、旧厚生省から預けられた遺骨は二千三百二十六霊、平成十六年までに、約千二百霊が返還され、今春にも約百霊が返還される予定。

祐天寺とご縁のある日韓交流協議会

本会では、政府担当者に、各寺院が実地調査に関し、安心して対応できる体制と、遺骨返還に関する具体的な方法の提示を依頼した。出席者からも、先の懸案事項を明らかにした上で政府が進める遺骨調査及び返還事業を慎重に行うべきとの要望があった。

本会としては、政府、各加盟団体と話し合いを進めると共に、必要に応じ今回の連絡協議会を開催していく。

は、昭和五十二年に発足した。毎年日本と韓国で交互に交流会を開催し、戦争による犠牲者への追悼・慰霊法要を執り行っている。二度と起してはならない悲惨な出来事から、政府が軍属として徴用し亡くなられた方々の遺骨を、一日も早く遺族の元に返還できるように独自に推進している。

仏教の教えを通じ、両国仏教徒が過去の恩讐を乗り越え、相互の深い理解のもと平和実現のため交流を続けている。

第22回宗教と税制シンポジウム

政教分離の原則に抵触か

―公益法人制度改革のゆくえ―

(財)日本宗教連盟(里見達人理事長)では一月二十六日、東京グランドホテルを会場に第二十二回「宗教と税制シンポジウム」を開催した。現在、政府が進めている公益法人(財団法人・社団法人)制度改革に焦点をあてて企画されたもので、協賛している五団体から宗教者百三十名が参加した。

公益法人制度改革の進捗状況を見ると、宗教団体に関連する財団法人・社団法人が行う宗教的活動が公益的事業の範囲外とされる可能性が出てきた。その結果、改革の対象となっている財団法人と社団法人だけではなく、将来的には宗教法人・学校法人・社会福祉



質疑に答える石村氏(左)と成道氏(右)

法人、中間法人等への影響が予想されることから、「公益法人制度改革と宗教法人への影響」をテーマに問題点を明らかにするとともに、宗教法人の活動及び税制にどのような影響がもたらされるのか、その諸問題について理解を深めた。

里見理事長の挨拶に続き、「公益法人制度改革―現状と課題」と題して成道秀雄氏(成蹊大学教授)が講演。公益法人制度改革の基本的な考え方について、①主務官庁の許可主義により法人設立が困難を極めることから、準則主義(登記)に転換して法人設立の簡便化を図る。②公益性の判断基準が不明確なことから、第三者機関を設置して公益性の判断を明確にする。③営利法人類似の法人が存在することから、法人組織、運営等の情報開示の強化が求められると解説した。

政府の改革案では、「公益性を有する非営利法人」以外は、公益性判断の明確化によって原則課税となるとし、原則課税に代わって検討されていた寄付金控除などの支援税制の充実が図られることになったと述べた。また、今

回は見送られたがNPO法人税制との整合性、宗教法人、学校法人等の特別法に基づく非営利法人制度の課税問題に触れていないことから、抜本的な非営利法人税制の改革が課税の公平性という観点から必要であるとした。

続いて「公益法人制度改革―宗教法人への影響」と題し、石村耕治氏(白鴎大学教授)が講演。石村氏は、政府税調や税調を背後で操る財務省が、非営利法人↓原則課税への転換で増税に躍起になっていると指摘。このような課税政策の転換では、民間の非営利公益セクターが大きく開花、飛躍できる可能性はないとした。また、政府税調の『基本的な考え方』に示された構図から、これまで以上に非営利公益法人の役所社会主義への依存を強める懸念があると述べた。

さらに政治も、公益法人制度改革は役所に任せきりの常態で重い役所依存症を病んでいると語り、審議会(政府税調や有識者会議)とそれらを操る役所(財務省や内閣官房)だけで、この国の民間非営利公益セクターの将来を決められていいわけないと一蹴した。

行革事務局によると、新非営利法人法の法案提出は、今年の通常国会、法の施行は平成二十年四月、既存の公益法人や中間法人の新法人への移行期間は、施行から五年間とされている。



参加者から積極的に意見や質疑がなされた

その結果、新税制を検討している財務省は、遅くとも平成二十年三月までに法案を成立させることとなり、今後の、財務省の対応が注目される。

非営利公益法人の本来の役割は、「民間非営利組織が公益を担う」ことであり、税金を担うのではなく、公益を担うことが本務であると強調した。この点こそが、営利法人との根本的な違いであり、公益法人制度改革は、こうした原点を見据えた上で、役所の独断ではなく、広範な国民の参加を得て進めなければならない。まさに、官主導の制度改革手法の「民営化」が求められているとした。「課税に絡む権力が宗教団体に影響力を発揮するのは政教分離の原則にも反するのではないか」と結び、現行改革案についての問題を改めて訴えた。

加盟団体顧問弁護士連絡会

二月七日、浄土宗事務庁を会場に加盟団体顧問弁護士連絡会（以下連絡会）を開催し、十四団体から十五人が出席。

開式前に、総本山知恩院の国宝である山門を特別拝観し、木造の門としては、世界最大のスケールで、楼上には釈迦牟尼仏が安置されている。

連絡会は、宮澤佳廣氏（神社本庁参事・國學院大学講師）が情報公開法について、主に鳥取県の宗教法人情報開示問題を中心に講演（講演要旨は次号掲載）。宮澤氏は、日本宗教連盟元事務局長で、平成十五年十一月、宗教法人の情報開示が問題となったとき、鳥取県庁と直接に交渉し、昨年七月発行の「神道宗教」に「宗教法人と情報公開の新たな展開」鳥取県による宗教法人情報開示事件を巡って」と題し寄稿している。

連絡会当日午後二時頃、鳥取県が訴えられていた宗教法人の情報開示の裁



情報公開法について講演する宮澤氏

判の判決は、県が敗訴した旨を長谷川

正浩本会顧問弁護士が報告した。また、公益法人制度改革における政府の現状を報告し、包括団体に属する財団法人・社団法人に対する公益性について意見交換を行った。政府案には、現行民法三十四条にある「祭祀」、「宗教」が抜け落ちており、法人への原則課税や信教の自由を侵害する恐れがある。

本年四月から施行される保険業法では、当初、宗門等の建物、僧侶、寺院への「共済制度」も保険業法が適用され、規制を受けるとのことであった。しかし、各宗門が金融庁に対して保険業法の適用除外を強力に要請、その成果を得ることができた。

個人情報保護に関する各団体の取り組みとして、松尾徹裕曹洞宗人事部文書課課長より報告がなされた。また、真言宗醍醐派総本山醍醐寺並びに本会の取り組みについての資料も添付した。連絡会終了後、会場を移し懇親会を開催。仏教界に係わる各顧問弁護士が今後起こり得るであろう諸問題について意見交換し、情報の共有化とともに、より迅速な対応ができるよう来年度も開催を予定。顧問弁護士だけでなく、各団体の担当者にも出席頂ければとの声もあった。

信教の自由に関する委員会

一月二十三日、本会会議室において第四回信教の自由に関する委員会を開催した。今回は議題一、日本国憲法改正論議における本会の対応について。

議題二、その他について審議を行った。中尾史峰委員長が座長を務めた。議題一について、各委員より意見を聴取し、審議を行った。継続審議となっていた理事長諮問について委員長、副委員長、事務総局にて作成した答申書文案を基に文章・字句の校正を行った。慎重審議の結果、出席委員から二点、事務総局から一点の計三点の文言を訂正。中尾委員長の署名をいただいた答申書が里見理事長に代わって齋藤事務総長へ手渡された。

議題二では、機構改革によって二十七日から信教の自由に関する委員会が閉会し、社会人権審議会となることから、齋藤事務総長よりその内容について説明がなされた。また、公益法人制度改革が宗教法人法に及ぼす影響や、保険業法改正等についての報告がなされた。審議会として取り組む内容が幅広く、様々な問題が提起されることから、各加盟団体のより一層の協力を要望し、午後三時二十分散会した。

事務総局連絡会議

事業内容の見直しなど

一月二十日、浄土真宗本願寺派事務所今年度第二回目となる事務総局連絡会議を開催。協議事項として左記の三項目について審議した。一、本会の現況と今後の方針について。二、関西事務局規程の一部改正について。三、関西事務局の事業について。

協議二では、本会寄附行為の変更に伴い名称が「関西事務局」から「関西支局」に変更されるとともに、所管事項に「関西地域の加盟団体相互の連絡・提携の促進をはかり……」の文言が加わり、新体制のもと事業内容の見直しがなされた。協議三では、齋藤事務総長より提案や要望事項について説明した。①関西地域における法律相談室の開催、②事務総長・総長会議の開催、③各メディアとの懇談会開催等について協議。結論には至らなかったが今後も継続して審議することとなった。

閉会后、会場を移して近畿府県仏教会連絡会議・第二回局内会議を合同で行った。はじめに関西事務局事業中間報告がなされ、引き続き近畿府県から増田貞圓大阪府仏教会会長と、前阪良憲滋賀県仏教会事務局長が出席、それぞれの仏教会での活動が報告された。

事務総局録事

十二月(十一月三十一日)

- 十二月▼東京ブレイストクラブ成道会出席
- 十三日▼理事会開催
- 十五日▼日宗連理事會・幹事會
- 十六日▼第四十回全日本仏教徒會議神奈川大会打合せ
- 十七日▼民主党大会出席
- 二十日▼保険業法改正に関する連絡協議會開催
- ▼自由民主党中川秀直政調會長との面談並びに教育基本法第九條改正に関する要請
- 二十一日▼事務総局局内會議
- ▼曹洞宗に同行、金融庁訪問並びに折衝
- 二十六日▼河村建夫文教制度調査會長との面談並びに教育基本法第九條改正に関する要請

一月(一～三十一日)

- 十日▼宗教法人審議會出席
- ▼日蓮宗御用初め出席
- 十一日▼「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還」に関する連絡協議會開催
- 十二日▼第一回財団創立五十周年記念事業実行委員會開催
- 十三日▼事務総局局内會議
- 十五日▼大本山増上寺新年五礼會出席
- 十六日▼日華佛教文化交流協會事務総長
- 成田師とWFB台湾大会打合せ
- ▼BNN企画委員會出席
- 十七日▼同和委員會開催
- 十八日▼自由民主党大会出席
- ▼立正佼成會松原氏來局
- ▼英文リーフレット編集會議
- 十九日▼埼玉県佛教會新年懇親會出席
- ▼第四十九回同宗連研修會出席(三重)
- 二十日▼第二回事務総局連絡會議・近畿府県仏教會連絡會議開催
- 二十三日▼信教の自由に関する委員會開催
- ▼小坂憲次文部大臣との面談並びに教育基本法第九條改正に関する要請
- ▼WCRP世界大会説明會出席
- ▼西村輝成元事務総長來局
- 二十四日▼浄土宗淨光會出席
- ▼念法眞教來局
- ▼第二十回人權啓発研究集會出席(徳島)
- 二十五日▼法律相談室
- 二十六日▼日本宗教連盟税制シンポジウム出席
- ▼神奈川県仏教會理事會出席
- ▼京都仏教會來局
- ▼事務総局局内會議
- ▼インド共和国記念日を祝う會出席
- 三十日▼WCRP新春学習會・新春の集い出席

人事

- 就任
- 常務理事 小松淨慎(日蓮宗)
- 理事 柴田尚明(静岡県仏教會)
- 評議員 伊東隆司(日蓮宗)
- 石川輝年(静岡県仏教會)
- 原井慈鳳(法華宗本門流)
- 座間光覚(天台寺門宗)
- 税務委員會
- 張田珠潮(日蓮宗)
- 梶山寛潮(日蓮宗)
- 総務委員會
- 太田順祥(日蓮宗)
- 張田珠潮(日蓮宗)
- 桑原 持(岐阜県仏教會)
- 川田聖成(事務総長推薦)
- 糸原恒久(事務総長推薦)
- 小山栄雅(事務総長推薦)
- 田中光成(事務総長推薦)
- 塚田章憲(事務総長推薦)
- 簀本宏昌(事務総長推薦)
- 町田法博(事務総長推薦)
- 矢萩信顕(事務総長推薦)
- 服部光順(事務総長推薦)
- 眞田有快(事務総長推薦)
- 西尾貫之(事務総長推薦)
- 西岡知圓(事務総長推薦)
- 上田則夫(事務総長推薦)
- 長谷川義彰(事務総長推薦)
- 深澤照生(事務総長推薦)
- 退任
- 常務理事 岩間湛正(日蓮宗)
- 理事 長岡安成(静岡県仏教會)

評議員

- 栗原正震(日蓮宗)
- 塩田全信(静岡県仏教會)
- 渡辺俊岳(法華宗本門流)
- 中村謙秀(天台寺門宗)

税務委員會

中條令紹(日蓮宗)

総務委員會

田端義宏(日蓮宗)

小山信正(日蓮宗)

財団創立五十周年記念事業実行委員會

中條令紹(日蓮宗)

哀悼

蘭部榮重師(茨城県仏教會會長)

十二月九日遷化 八十四歳

曹洞宗龍谷院住職

平野暎哉師(本會元評議員)

一月十二日遷化 七十四歳

真言宗泉涌寺派前宗務総長

即成院前住職

◆今月の表紙について◆

【サンチー第一塔東門】

マディヤ・プラデーシュ州の州都ボパールから北へ六七キロに位置し、小さな村の小高い丘にサンチーの仏教遺跡があります。建造物の主役は球形ドーム型の三つの仏塔で、インドに残る最古の仏塔です。

サンチーは仏塔が建設された紀元前三世紀頃から仏教信仰の場になった。広大なデカン高原の大地を見渡すことには理想的な場所であった。一九二一年に修復された現存する三つの仏塔の一つ。

救援基金へのご協力のお願い

津波被災者の「慰霊之碑」完成

スマトラ沖地震による津波被災から一年を迎え、タイ国プーケット日本人会が発起人となり、津波被災者「慰霊之碑」が完成した。プーケット日本人会からの報告は、次の通りです。

日本からの観光客が多く訪れるプーケット県カマラの浜辺に建立され、昨年十二月二十五日除幕式を挙行。式典は、発起人を代表してプーケット日本人会宮下和司会長が「大津波で亡くなった当地の多くの方々や観光で訪れていた海外の方々を慰霊するため、慰霊碑建立と式典を計画した。費用の捻出は、プーケットの篤志者やプーケットに關係するタイ国内外の企業、団体等に依頼し、協力していただいた。今後、毎年、慰霊祭を進めていきたい」と述べた。



除幕式に出席した遠山外務大臣政務官(左側)

ト副知事、遠山清彦外務大臣政務官、小林秀明在タイ日本国特命全權大使、衆議院議員の愛知和男氏が挨拶を行った。式典には、約三百名が列席し、終了後、特設テントやホテルにおいて軽食のレセプションが行われた。慰霊碑の裏側には、タイ語、英語の他、藤井日光本会会長の追悼文が日本語で刻まれている。

本会では、昨年タイ国政府の要請でプーケット並びにカオラックの浜辺で慰霊追悼法要を行った経緯から今回の慰霊碑建立に六十万円を寄託した。

尚、現地では、慰霊碑管理基金の創設を検討しており、五年ないし十年単位の長期に亘る運営計画の基、慰霊碑の補修や芝の張り替え、花壇の整備などに取り組むべく準備を進めている。

日本国内や世界各地で発生した自然災害に対して救援基金を設置、加盟団体や一般の皆さまから義捐金を寄託いただいております。皆さまの温かい浄財を引き続き、左記口座までお寄せいただければ幸いです。

【郵便振替口座】
口座名 全日本仏教会救援基金
口座番号 〇〇一一一九一七〇四八三四
【寄付者】
(十二月十三日～二月十四日)
日蓮宗、京都府仏教連合会、長野県仏教会、浄土宗、香川県仏教会、(財)全日本仏教尼僧法団
※合計額 二百七万三千二百二十円
(順不同・敬称略)
ご支援誠にありがとうございました。

第23回 WFB 世界仏教徒会議 台湾大会記念ツアー一団員募集!!

本会はWFB(世界仏教徒連盟)に日本を代表して加盟している唯一の団体です。このたび第23回 WFB 世界仏教徒会議台湾大会が台湾・高雄市の仏光山で開催されます。

本会では、大会開催に併せて記念ツアーを企画致しました。お一人でも多くの皆様にご参加頂き、国際交流ならびに台湾の仏教事情についての造詣を深めて頂ければ幸いです。

日程：4月17日(月)～21日(金)
4泊5日
旅費：144,500円(お一人様)
ビジネスクラス追加代金
45,000円(成田～台北往復区間)
お一人部屋追加代金
34,000円
募集人員：成田発50名
(最少催行人員：25名)
申込締切：3月10日(金)
宿泊先：台北/シェラトンタイペイ
台中/ザスプレンドァータイチュン
高雄/グランドハイライホテル

航空会社：中華航空
後援：日華佛教文化交流協会
旅行取扱：JTB 首都圏第一事業部
問い合わせ：全日本仏教会 担当=壽山・奈良・入西

日程表			
1	4/17 (月)	東京(成田)発 台北 着	7:40 9:40 12:30 成田空港にて結団式 着後、台北市内観光(故宮博物院) 夕食前、馬先生による現地仏教事情解説 夕食：全日仏と日華佛教文化交流協会との交流懇話会 【台北泊】
2	4/18 (火)	台北 発	朝 中正記念堂を観光し、高速道にて台中へ 埔里にてご昼食 中台禅寺参拝 日月潭、玄奘寺参拝 ホテルへ 【台中泊】
3	4/19 (水)	台中 発 高雄 着	朝 午前 午後 台中公園観光 宝覺寺にて全戦没者追悼法要 高雄郊外観光(龍虎塔等) 【高雄泊】
4	4/20 (木)	高雄 発 台北 着	早朝 仏光山へ 第23回 WFB 世界大会開會式 高雄郊外観光(澄清湖等) 夕食：きよならパーティー 【高雄泊】
5	4/21 (金)	高雄 発 台北 着 台北 発 東京(成田)着	朝 11:35 12:30 14:20 18:30 ホテルより空港へ 通関後、解散

●全日本仏教会頒布 「花まつり」ポスターのご案内

「花まつり」は釈尊ご誕生を祝う重要な行事であり、広く社会に浸透させて頂きたいと願っております。本会加盟団体各ご寺院におかれましても「花まつり」ポスターをご掲示頂き、多くの皆様へのアピールをお願い致します。

1部100円(5枚より)頒布希望の方は、FAX またはハガキにて下記事項を明記の上お申願います。

- ①氏名 ②一般・ご寺院(ご宗派・ご寺院名)
- ③希望枚数 ④郵便番号、住所
- ⑤連絡先電話番号

【申込先】 全日本仏教会・財務部

